

## 「児童クラブ」 春休み利用案内

### ●日 時

3月24日(木)～4月6日(水)  
午前8時～午後6時30分  
(日曜を除く)

### ●場 所

飛鳥学園内児童クラブ

### ●対象児童

飛鳥学園前期課程に就学する児童の保護者またはそれに代わる者(家族)が就労等のため家庭が留守となる児童

### ●利用期間・基本利用料

・3月24日(木)～31日(木)  
利用料2,500円・おやつ代600円

・4月1日(金)～6日(水)  
利用料2,500円・おやつ代600円

(別途おやつ代には振替手数料10円がかかります)

### ●申請書類

- ・児童クラブ一時利用申請書
- ・就労証明書
- ・その他必要書類

### ●申込み・申請書類配布期間

3月1日(火)～11日(金)  
午前10時30分～午後6時30分  
(土曜および日曜を除く)

### ※期限厳守

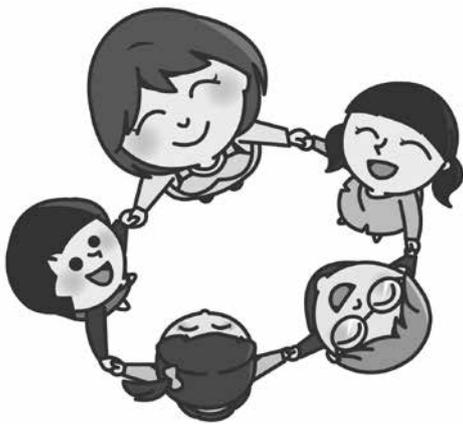
※定員 23名(春休み利用者)

(定員を超える場合、児童クラブ利用基準表で選考)

※新1年生は4月1日から利用できます。詳しくは飛鳥学園内児童クラブまでお問合せください。

### ●申込み・問合せ先

飛鳥学園内児童クラブ



## ペットボトルのラベルの分別にご協力ください

令和4年4月からエコプラザでは、ペットボトルの搬入方法を変更させていただきます。

エコプラザにペットボトルとキャップを搬入する前に、ご自宅でペットボトルのラベルをはがして分別し、さらにペットボトルとキャップを分けた状態でエコプラザへ搬入をお願いします。

ラベルは、プラスチックごみ(透明ブルー色ポリ袋)に入れて毎週水曜日に出してください。

令和4年度からリサイクルの品質を上げ、良質な資源として活用するため、ペットボトルのラベルをはがして分別することにご協力をお願いします。

### 【ペットボトル・キャップ・ラベルの分別方法】



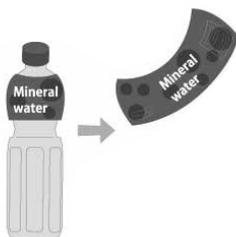
+



①ペットボトル

②キャップ

は、軽くすすいでエコプラザへ



ラベルは、  
プラスチックごみとして  
ごみ集積所へ



●問合せ先 すこやかセンター内保健環境課



## ご存知ですか 「飛島村結婚祝金」

本村では、新たに夫婦となった二人の門出を祝うとともに、本村の少子化対策、定住促進を図るため、結婚祝金を支給しています。まだ支給を受けていない方は、ぜひ申請してください。



### ♡ 支給対象者

- ・平成26年4月1日以降に婚姻届を出された方
- ・婚姻届が受理された日現在、夫婦あるいはどちらか一方が40歳以下の方
- ・婚姻届を提出してから1年以内に夫婦で同一世帯として本村に住民登録を行った方
- ・住民登録を行った日から継続して6カ月以上経過した方

### ♡ 支給申請

結婚祝金支給申請書を記入のうえ、戸籍謄本等を添えて申請してください。

### ♡ 交付金額

夫婦1組につき 5万円

### ♡ 問合せ先

民生部住民課

## 子ども医療費受給者証についてのお願い

子ども医療制度では、お子さまの18歳到達後の最初の3月末で医療費受給の資格が喪失します。「子ども医療費受給者証」の有効期間が、令和4年3月31日までのお子さまは、3月末で資格が喪失することに伴い、受給者証を使用することができなくなります。

なお、有効期間の過ぎました「子ども医療費受給者証」は、返却の必要はありませんので、ご自宅で破棄してください。

### ● 問合せ先

民生部住民課

## 救命講習会参加者募集

誰もがいつ、どこで病気やけがなどで倒れるかわかりません。倒れている人には一刻も早い救命処置が必要です。そこにいるあなたにしか救えない命があります。ぜひこの講習会に参加して心肺蘇生法を学んでみませんか。

### ● 普通救命講習Ⅰ（3時間コース）

#### ● 日 時

3月20日（日）  
午前9時～正午

#### ● 場 所

海部南部消防組合消防署

飛島村大宝五丁目1-82番地

#### ● 内 容

- ・成人を対象にした心肺蘇生法
- ・AEDの使用法
- ・止血法

#### ● 定 員 10名

#### ● 対 象

在住（小学5年生以上）または在勤の方

#### ● 受講料 無料

#### ● 申込方法

電話で受け付けています。なお、定員になり次第締め切らせていただきます。

※講習修了者には、修了証を発行します。

※状況により事業が中止となる場合があります。

#### ● 申込み・問合せ先

海部南部消防組合消防本部  
消防課

☎ 52・3111

FAX 52・3114

住民税均等割非課税世帯等の皆さまへ  内閣府  
Cabinet Office

## 住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金 (10万円/1世帯) のご案内 受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(1世帯あたり10万円)は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

### 給付金の支給額

1世帯あたり **10万円**

### 給付金の支給時期

確認書(または申請書)を村が受理した日から3週間後が目安です。

### 支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯(いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の令和3年度  
**「住民税均等割が非課税」**  
の世帯

令和3年1月以降の収入が  
減少し**「住民税非課税相当」**  
の収入となった世帯(家計急変世帯)

福祉課から  
確認書を送付しています  
(要返送)

※一部申請が必要な場合があります

令和3年12月10日時点で住民登録のある方へ確認書を送付しています。

詳しくは「1」へ

**申請が必要です**

申請期限:9月30日(金)  
【申請書提出先】すこやかセンター内福祉課

詳しくは「2」へ

〈7ページの続き〉

## 給付金の支給手続き

### 1 令和3年度住民税(均等割)が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和3年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、すこやかセンター内福祉課から、給付内容や確認事項が書かれた確認書を送付しています。
- 中身を確認して、すこやかセンター内福祉課に返送してください。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないか

世帯の中に、令和3年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**となりますので、福祉課窓口へお越しください。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒にすこやかセンター内福祉課に、直接または郵送でご提出ください。

### 2 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍)が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。(適用される限度額は、市区町村ごとに異なります。)  
(例)住民税非課税となる年間給与収入の目安(飛島村の場合)単身の場合:93万円以下、母・子(1人)の場合137.8万円以下

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**となりますので、福祉課窓口へお越しください。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともにすこやかセンター内福祉課に、直接または郵送でご提出ください。

! 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

! 住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、すこやかセンター内福祉課や最寄りの警察署、警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

### 問合せ先

内閣府住民税非課税世帯等に対する  
臨時特別給付金コールセンター

 **0120-526-145**

受付時間 午前9時～午後8時(12月29日～1月3日を除く)

すこやかセンター内福祉課

受付時間 午前8時30分～午後5時15分  
※土曜・日曜および祝日は除く

# 高齢者・障がい者の方へ タクシー料金の一部を助成しています

## 高齢者等福祉タクシー

### ●対象者

- 在住の方で次のいずれかに該当する方
- ・介護保険で要介護または要支援認定を受けた方
  - ・ひとり暮らしの高齢者
  - ・高齢者のみの世帯
- ※ただし、施設入所者は除く

## 心身障害者(児)福祉タクシー

### ●対象者

- 在住の方で次のいずれかに該当する方
- ・身体障害者手帳所持者で1級～3級に該当する障がい者を有する方
  - ・療育手帳所持者でAまたはBの判定を受けた方
  - ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方
- ※ただし、施設入所者は除く

## ■共通事項

### ●助成内容

- ・利用券(年間36枚)は、一回の乗車につき一枚利用できます。
- ・一枚の上限は1,500円です。また、迎車回送料金として200円上乗せできます。ただし、リフト付きタクシーは、初乗運賃相当額と迎車回送料金(200円)を助成します。

### ●申請手続き

- ・すこやかセンター内福祉課窓口にて申請してください。
- ・介護保険被保険者証または身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のうち所持しているものがあれば、申請時にお持ちください。

### ●令和3年度に利用券の交付を受けた方

タクシー利用券の有効期限は**3月31日(木)**です。未使用の利用券をお持ちの場合は、お早めにご使用ください。有効期限が過ぎた利用券は、福祉課まで返還してください。

### ●令和4年度に利用券の交付を希望する方

4月1日(金)より申請手続きが可能となります。  
詳細については広報とびしま4月号に掲載しますので、そちらをご覧ください。

●問合せ先 すこやかセンター内福祉課

## ブロック塀等撤去費を 補助します



地震発生時における道路等に面したブロック塀等の倒壊による災害から身体および財産を保護するため、ブロック塀等を撤去する工事に要する費用の一部を補助します。

### ●補助限度額

10万円

### ●補助対象

村公式ホームページをご覧ください。または開発部建設課までお問い合わせください。

### ●補助対象期限

3月31日(木)

※補助金申請は、工事着手前に行っていたる必要があります。  
申請前にブロック塀等を撤去されますと、補助対象外となりますのでご注意ください。

### ●問合せ先

開発部建設課